

札幌市公文書管理条例（平成24年条例第31号）新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p><u>（個人情報の漏えい防止等）</u> 第 15 条 市長は、特定重要公文書に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じる等適正な管理を行わなければならない。</p>	<p><u>（個人情報の漏えい防止等）</u> 第 15 条 市長は、特定重要公文書に個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。</u>）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じる等適正な管理を行わなければならない。</p>	<p>個人情報の定義について、個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法の定義が適用されるため、これに合わせる。</p>
<p>（特定重要公文書の利用請求及びその取扱い） 第 17 条 何人も、この条例の定めるところにより、第 14 条第 3 項の目録の記載に従い、市長に対して特定重要公文書の利用の請求（以下「利用請求」という。）をすることができる。 2 市長は、利用請求があつたときは、次に掲げる場合を除き、当該利用請求に応じるものとする。 (1) 当該特定重要公文書に次に掲げる情報が記録されている場合 ア 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある<u>と認められるもの</u>。ただし、次に掲げる情報を除く。 (ア) 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 (イ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 <u>(ウ) 公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号ハに規定する公務員等をいう。）の職務の遂行に係る情報（当該情報が当該公務員等の思想信条に係るものである場合で、公にすることにより、当該公務員等の個人としての正当な権利を明らかに害すると認められるときは、当該公務員等の職、氏名その他当該公務員</u></p>	<p>（特定重要公文書の利用請求及びその取扱い） 第 17 条 何人も、この条例の定めるところにより、第 14 条第 3 項の目録の記載に従い、市長に対して特定重要公文書の利用の請求（以下「利用請求」という。）をすることができる。 2 市長は、利用請求があつたときは、次に掲げる場合を除き、当該利用請求に応じるものとする。 (1) 当該特定重要公文書に次に掲げる情報が記録されている場合 ア 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある<u>もの</u>。ただし、次に掲げる情報を除く。 (ア) 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 (イ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 <u>(ウ) 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号ハに規定する公務員等をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分</u></p>	<p>改正後の情報公開条例第 7 条第 1 号と合わせる（公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イと同じ規定）。</p> <p>改正後の情報公開条例第 7 条第 1 号ウと合わせる（公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イと同じ規定）。</p>

等を識別することができることとなる記述等の部分を除く。）

イ 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(ア) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

(イ) 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ウ 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報

エ 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの

(ア) 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報であ

イ 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(ア) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(イ) 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ウ 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの

(ア) 公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあるもの、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるもの又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあるもの

(イ) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

(ウ) 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの

(エ) 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報であって、公にすることにより、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの

エ 法令若しくは他の条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報

改正後の情報公開条例第7条第2号アと合わせる（公文書管理法第16条第1項第1号口と同じ規定）。

現行のウの内容を改正後のウ(イ)に移動

【ウ(ア)の改正】改正後の情報公開条例第7条第4号アと合わせる（公文書管理法第16条第1項第1号ハと同じ規定）。

【ウ(イ)の改正】改正後の情報公開条例第7条第4号イと合わせる（公文書管理法第16条第1項第1号ニと同じ規定）。

【ウ(ウ)の改正】改正後の情報公開条例第7条第4号ウと合わせる（公文書管理法第16条第1項第1号ロと同じ規定）。

【ウ(エ)の改正】改正後の情報公開条例第7条第4号キと合わせる（公文書管理法第16条第1項第1号ロと同じ規定）。

<p><u>て、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの</u></p> <p><u>(イ) 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、公にすることにより、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの</u></p> <p><u>オ 法令若しくは他の条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報</u></p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>3・4 (省略)</p>	<p>(削る。)</p> <p>(2)・(3) (現行のとおり)</p> <p>3・4 (現行のとおり)</p>	
---	--	--